

○財務省告示第三百三十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十二年九月八日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年十月七日

財務大臣 野田 佳彦

一	名称及び記号	利付国庫債券（二十年）（第八十 九回、第九十一回、第九十三回、 第九十四回及び第一百五回）及 び利付国庫債券（三十年）（第四 回、第五回、第六回、第七回、 第八回、第九回、第十回、第十 二回、第十四回、第二十五回、 第二十八回、第三十回及び第三 十一回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項
三	の条項及びその適	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行
四	発行方法	各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当てる。
五	募入決定の方法	

六	発行額	額内（別表のとおり）	五	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録による最低額と	す。〇。数の倍の金額に	平成十二年九月八日	発行対象国債ごと、金額	百円につき、次の算式により算	出した金額
七	払込金額	三十二億九千九百六十九	円							
八	最低額面金	三億九千九百六十九	円							
九	振替単位									
十	発行日									
十一	発行価格									

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

十三 利率の経過払い込み

(一) (別表のとおり) 知を受けけた者
 は、募入決定の通知を受けけた者
 は、払込金額に追加、次の算
 式により算出した金額を第二
 十号の規定する期間に払い込
 むものとす。

の率前十発行、
 金の債の第の発行、
 面債国が日合に
 の象国象日期
 の象對翌行払
 債對行の發行の
 行對各期す利なる
 對各發行日發行の
 行各發行各期す利なる
 額×100×支規数回／365
 總額／利号過日弊。

(二) 発行時において、その利子

名称及び記号	利率（年）	償還期限	（発行額） （額面金額）
（利付）（第三十回）（二十年）（国庫債券）	二・二%	平成六年三月二十八日	二百億円
（利付）（第二十九回）（二十年）（国庫債券）	二・三%	平成九年三月二十八日	五十億円
（利付）（第二十八回）（二十年）（国庫債券）	二・〇%	平成三年三月二十九日	四十億円
（利付）（第二十七回）（二十年）（国庫債券）	二・一%	平成三年三月二十九日	二十億円
（利付）（第二十六回）（二十年）（国庫債券）	二・二%	平成四年二月十一日	三十五億円
（利付）（第二十五回）（二十年）（国庫債券）	二・九%	平成十年四月二十二日	五百四億円
（利付）（第二十四回）（二十年）（国庫債券）	二・二%	平成五年四月二十三日	百三十四億円
（利付）（第二十三回）（二十年）（国庫債券）	二・四%	平成十年四月十三日	五十二億円
（利付）（第二十二回）（二十年）（国庫債券）	二・三%	平成五年四月二十四日	八十四億円
（利付）（第二十一回）（二十年）（国庫債券）	一・八%	平成十年四月二十四日	三十二億円

（別表）

十八	元利金支	日本銀行
十九	払場所	
十九	入札参加	財務大臣から通知を受けた者
二十	払込期日	平成二十二年九月八日

（利付第三十年国库債券一回）	（利付第三十年国库債券一回）	（利付第三十年国库債券一回）	（利付第三十年国库債券一回）	（利付第三十年国库債券一回）	（利付第三十年国库債券一回）	（利付第三十年国库債券一回）	（利付第三十年国库債券一回）
二・二%	二・三%	二・五%	二・三%	二・四%	二・一%	一・七%	一・四%
日平成九年五月二十一日	日平成九年五月二十一日	日平成九年五月二十一日	日平成九年五月二十一日	日平成九年五月二十一日	日平成九年五月二十一日	日平成九年五月二十一日	日平成九年五月二十一日
三百三十二億円	二百二十五億円	八十億円	六十億円	七百三十八億円	百九十五億円	六十五億円	五十四億円